

貴族院における華族の「本分」の追求と実践

—研究会「是々非々主義」の形成と展開—

内藤一成

はじめに

わが国の貴族院が、一院制のもつ弊害を防ぎ、衆議院を牽制することを目指して設置されたことは広く知られる。こうした同院の基本性格は、個々の議員や会派の性質にも強く作用している。例えば、貴族院の諸会派が、自らを実態の如何に拘わらず、あくまで社交団体であつて政治団体ではないと主張したのは（無論、会派ごとに強弱はあるが）、自身と政党との差別化を図り、貴族院の“本分”に忠実たらんとしたからにほかならない。このよう

な貴族院においては、華族階級の中核をなす子爵より互選された議員を中心にして、同院に最多勢力を占めた会派「研究会」の基本理念として謳われた「是々非々主義」も、同会の政党からの中立（むしろ忌避）の宣言として、従来の研究では半ば自明のものと受け取られてきた。この是々非々主義は、研究会が貴族院に占めた位地の大きさを考えれば、貴族院を代表するイデオロギーといつても過言ではない。にも拘わらず、従来の貴族院研究は、これを等閑視し、その結果、用語のもつ意味が充分に確認されないまま、右のような意味で漠然と使用されることが専らであった。^[1]

ところで「是々非々」とは、辞書的にいえば「良いことは良い、悪いことは悪いと、事に応じて判断すること」（『広辞苑』第四版）である。研究会は、「是々非々」を会の基本理念として掲げてはいるが、別に綱領その他に明記されているわけではない。また「是々非々主義」という用語自体も、自然と定着したものであるなど、実態は意外に曖昧である。

貴族院の政治過程に目を転ずれば、研究会は、是々非々主義を掲げる一方で、周知のとおり一九〇〇年代以降には、主として山県系を中心とする聯合会派「幸俱楽部」と協調しながら官僚系の一翼を担い、後には、わが国最初の本格的政党内閣である原敬内閣と提携するという理解しにくい行動をとっている。このような事実に照らしても、同会の基本理念である是々非々主義が、いかにして形成され、どのような方向性をもつて展開されたのかを解明することは、貴族院の政治過程理解の前提として絶対に必要であるといえよう。逆にいえば、このことを理解せずして、政治の表層の流れを追うだけでは、その全容を明らかにしたことにはならないのである。

本稿は、こうした認識に基づき、明治期の貴族院を舞台に、政府が上院に何を求めるか、華族層が自らをどのように貴族院に位置付けようとしたのかを主にあとづけながら、研究会の是々非々主義の形成とその後の展開を明らかに

し、それによって帝國議会における貴族院の深部を流れる理念の輪郭を可能とな限り描出したいと考えている。⁽²⁾さらにこうした課題にこたえることは、帝國議会の機能を考えるうえでも、また今なお問題とされる二院制の是非論などに代表される議会制度をめぐる議論に対しても、いくらかの示唆を与えるものとなる。

一 上院設置論と華族への期待

明治維新後、大名・公家は封建的身分、特権を失い、新たに「華族」に再編された。その華族が階級内部から、新たな階級的役割として上院議員を位置付けるようになつたのは、明治六年に結成された「通款社」に始まる。⁽³⁾通款社は、留学経験をもつ秋月種樹（旧高鍋藩主家、のち子爵）・河鰐実文（旧公家、同前）ら少壮華族が、英國の貴族や上院の有り様に感銘を受け、華族の覚醒と、将来の国会開設に備えての準備、學習を目的とした結社である。通款社社員の意気込みは同年一二月に発表された同社の「稟告書」中の、「今般東京ニ於テ華族通款社ヲ立テ同列相会シ、互ニ志ヲ通シ款ヲ結ヒ、或ハ時務上ニ於テ討論検査シ、以テ政法ノ一部分ヲ補ヒ、華族ノ職分ヲ尽サント欲ス」という文言に明らかである。⁽⁴⁾

周知のとおり明治一四年一〇月には、来る二三年を期して国会を開設することをあきらかとする勅諭が発せられた。将来開設される日本の国会が二院制を採用することは、当初から確実視されており、大日本帝国憲法（以下、憲法と略記）発布の前後より、華族間に上院設置に備えた各種の研究、學習会が結成された。⁽⁵⁾

政府は、上院と華族について、どのように考えていたのか。明治二一年一二月一四日、枢密院において「貴族院令」が審議された際、枢密院議長伯爵伊藤博文は、「一應原案取調ノ主旨ヲ辨明ゼン」として、有爵議員が上院に列することの意味について説明を行つた。それによれば「上院ノ組織ニ於テハ原案起草者ハ英國ノ制度ニ流涎シテ止マサル者ナリ。各国上院アリト雖トモ未タ英國ノ上院ノ如ク君主制ニ適當セル者アルヲ見ス。歐洲大陸ノ諸君主國、例令ヘハ独逸諸国ノ如キ上院ナキニアラスト雖トモ亦タ皆所謂貴族的ノ元素ニ乏シ」と、英國の貴族と上院を理想像として位置付け、これに対する強い羨望を表明していた。

また伊藤は、日本の華族と英國およびそれ以外の歐州の貴族とを比較して、こうも述べている。「今我国ニ於テ新タニ上院ヲ設クルニ方テハ固ヨリ貴族的ノ元素ヲ之ニ加フルコトヲ怠ラスト雖トモ、之ヲ英國ニ比スレハ遂ニ數歩ヲ譲ラサルヲ得ス。蓋シ我が國ノ貴族ハ其財産上・社會上ノ地位ニ於テハ歐洲大陸諸國ノ貴族ト相同シカラスト雖トモ、其ノ立憲ノ制度ニ對シテ未タ充分ナル元素タルヲ得サルハ彼此異ナルコトナシ。英ノ貴族ニ至テハ其立憲制ニ於テ貴族タルノ地位ヲ占ムルノ趣、實ニ之ヲ完全無欠ト云ハサルヲ得ス」。伊藤は、英國と日本との間には歴とした差を認めながらも、一方で他の歐洲諸国の貴族との間には、こと立憲政治に関する現状に対しても「彼此異ナルコトナシ」と見ていた。この定義に従えば、日本の華族の立憲政治への参画能力も、英國以外の歐洲諸国と同程度ということで、不十分ながらも一応可能と見ることもできよう。⁽⁷⁾

さらに伊藤は、歐州各國の実情と将来の日本の立憲治下における貴族の効用について、次のとく論じた。「〔ポルトガル王国を例外として……引用者

註、以下同】歐洲各國ニ於テハ民權主義ノ國ヲ除クノ外ハ、凡テ世襲貴族ヲ保存シ世襲議員ヲ置カサルハナシ。其ノ故何ソヤ、独リ門地ノ古キノミニヨラス、実ニ之ヲシテ社會上、政治上ニ有用ナラシメントスルノミ。今世襲議員ヲ貴族院ヨリ除クハ取モ直サス世襲貴族ヲ廢スルニ同シ。何ントナレハ貴族ノ政治上ノ地位ヲ削テ、而モ之ヲシテ社會上ニ有用ナラシメントスルハ期シ得ヘカラサレハナリ】。ここで伊藤は、歐州の実情より、貴族は政治に関わつてこそ有用かつ存在意義があり、貴族と政治は不可分の関係にあるといふ「眞理」を演繹している。そのうえで「原案起草者ハ世襲貴族ヲ保存セントスル者ナリ。若シ夫レ共和主義即チ國家ノ元首ヲ視テ以テ人民ノ代表者トルノ主義ハ原案起草者ノ取ラサル所ナリ」と、君主國である日本において立憲制を実施する以上、華族の上院参加は当然であると結論づけていた。

ならば、上院に必須とされた華族は、貴族院においてどうあるべきか。この点に対する伊藤の発言は、「世襲議員ヲ置ク以上ハ貴族ヲ獎励スルノ道ハ必ス怠ルヘカラス」とし、襲爵前の少壯期には下院議員になり政治的研鑽を積み、長じて上院議員となるという英國貴族の例をあげてはいるが、やや具体性を欠いている。

こうした評価のもとで『憲法義解』は、貴族院は「以て王室の屏翰を為し、保守の分子を貯存するに止まるに非ず。蓋立國の機關に於て固より其の必要を見る者なり」とし、そのうえで次のように貴族院および同院議員の役割について説明を行つてはいる。

この問題については、明治二二二年六月、伊藤の書として公刊された憲法註釈書『憲法義解』の、憲法第三三・三四両条の注釈部分で、次のように言及されている⁽⁸⁾。『憲法義解』は、まず「一時感情の反射と一方の偏向」に陥りやすい弊害をもつ一院制に対しても、「孰れか其の傾流奔注の勢容易に範防を踰越し、一変して多數圧制となり、再変して横議乱政とならざることを保證する者あらむ乎。此れ其の弊は却て代議の制なきの日より猶甚きものあらむとす」と、これを否定する。逆に二院制に対しては、「二院ならざれば必

く上流の社會を代表する者たり。貴族院にして其の職を得るときは、政權の平衡を保ち、政黨の偏張を制し、横議の傾勢を擇へ、憲法の鞏固を扶け、上下調和の機關となり、國福民慶を永久に維持するに於て其の効果を收むること多きに居らむとす。蓋貴族院は以て貴胄をして立法の議に參預せしむるのみに非ず、又以て國の勤勞・學識及富豪の士を集めて國民慎重練熟耐久の氣風を代表せしめ、抱合親和して俱に上流の一團を成し、其の効用を全くせしむる所以なり⁽¹⁰⁾。

『憲法義解』の見解はやや抽象的ながら帝國議会における貴族院の本分に

関して、公式な指針を示したものといえよう。

また『憲法義解』の公刊以前の明治二二年二月二六日（憲法発布から一五年後）に、伊藤は伝統華族の立憲制に備えた研修団体である「華族同方会」において、会員を前に「憲法ニ於テ貴族ハ如何ナル地位ニ立ツカヲ論スヘシ」として、帝国議会における貴族院の役割と華族の使命について、左のごとき演説を行っている⁽¹⁾。先の『憲法義解』と重複する箇所が少くないが、より具体的に華族の使命について言及しており、かつ重要な内容を含んでいるので、やや長文となるが関連箇所を引用する。

予ハ少シク両院説ニ付テ述フル所アラン。既ニ上院下院ノ二院アレハ其理由ヲ略述セサルヲ得ス。論者往々国会ハ一院ヲ以テ足レリト云フト雖モ、我国ニテハ即チ二院ノ制ヲ採用セラレタリ。試ニ各国ノ経験シタル事跡ヲ考フルニ、凡ソ一国ノ法律ヲ一院ニ於テ議スルトキハ、往々人心ノ激昂等ノ為メ害ヲ生スルコトアリ。又党派ノ勝敗ニ依リ挽回スヘカラサルノ決議ヲ為スコトアリ。又籠絡手段其他種々ノ方略ヲ以テ議会中ノ衆議ヲ左右スルコトアリ。又為ニスル所アリテ之ニ害ヲ与ヘントシテ、故サラニ反対シ又賛成スルコトアリ。而シテ其結果ノ國家ニ大害アルハ識者ノ認ムル所ナリ。是レ一院ノ救フヘカラサル弊害ナリ。議会ハ貴族政治ニアラサルヨリハ国民多数ノ政治ナリ。一院ナレハ上下ヲ合同シテ一院ニ集メサルヲ得ス。若シ一院ニシテ今述フル如キノ弊ニ陥ラハ、遂ニ之ヲ匡救釐正スルノ手段ナキナリ。之ニ反シテ二院ヲ設クルノ利益ハ、若シ一院ニ此弊アルモ、他ノ一院ニ於テ之ヲ防ぐスルヲ得ヘシ。而シテ予ハ将来日本ノ下院モ亦然リト云フニアラスト雖モ、最モ此弊ニ陥リ易キハ下院ナリ。次ニ上院ニ如何ナル性質ヲ有スルカト云ハシニ、

各国貴族ヨリ成立スルモノ多シ。日本ノ如キ亦此義ヲ取ルナリ。蓋シ貴族ナルモノハ生活ノ程度及平素一身ヲ委ヌル点ニ於テ、大ニ他ノ一般ノ人民ト異同アリ。我国ノ華族ハ曰下甚タ富裕ナリト云フヲ得スト雖モ、自ラ農業・商業、又ハ工業ニ從事セス。而シテ貴族ハ節約シテ将来ニ於テ能ク其貴族タルノ榮譽及位地ヲ独立保有スルノ計ヲ為サ、ルヘカラス。然レトモ貴族ノ目的トスル所ハ普通一般ノ人民ノ目的トスル當利ノ点ニアラス。國家ヲ重スルヲ以テ目的トスルニ依リ、一層國ニ重キヲ為スモノナリ。固ヨリ普通人民ト雖モ、國家ヲ重スルハ論ヲ待タスト雖モ、自己ノ生活上ニ於テ先ツ専ラ自己ノ為ニ利益ヲ計ラサルヘカラス。商人ハ財本ヲ運用シテ収利ノ多カランコトヲ以テシ、農業者ハ其収穫ノ多カラシコトヲ以テシ、工業家ニ於テモ亦然リ。夫レ此ノ如ク皆ナ平素ハ散シテ己レノ事業ニ從事スルヲ以テ、一旦國民ノ代表者トナリテ国会ニ列シ、國事ヲ論スルハ其会期中ニ過キス。其餘ニ在リテハ各々其業務ニ孜々タラサルコトヲ得ス。而シテ貴族ハ之ニ異ナリ、常ニ國家ニ付テ思ラ焦スコト深重ニシテ、又前途百年ヲ慮ル者ナレハ、徒ニ他ヨリ動搖セラル、コトアルヘカラス。殊ニ王家ニ對シテハ其位地ノ接近ナルヨリ、尤モ厚カラサルヘカラス。夫レ王家ハ榮譽ノ泉源ニシテ、華族ハ即チ其餘光ナリ。故ニ一般人民ヨリハ更ニ忠誠ナラサルヘカラサルハ亦言ヲ要セサルナリ。若シ一国ノ規模ヲ変換セントスル者アルモ、之ヲ抑制シテ秩序ヲ破壊セシメサルハ上院ノ力ナリ。学者ノ説種々ニシテ未タ穩当ナラサルナリ。若シ一国ノ規模ヲ變換セントスル者アルモ、之ヲ抑制シテ秩序ヲ上院ハ國家ノ代表者、又貴族ノ代表者ナリト云フハ、幾分カ学者ノ尊カル、根底アラン。而シテ必要ヨリ立論スルモ一院ナレハ正当ノ結果ヲ得

ルニ難ク、事実上前ニ叙述スル如ク、或ハ党派或ハ籠絡手段ノ為ニ又然ラサルモ容易ニ事ヲ決シテ回復スヘカラサルノ悔アルハ、数ノ免レサル所ナリト雖モ、両院ニ至リテハ則チ車ノ両輪ノ如ク二者相待テ各々其妙用ヲ顯ハスヲ得ヘシ。而シテ上院ノ地位ハ妄ニ旧秩序ヲ破ラス、又円利ヲ傷ケサルヲ以テ目的トスルニ至リ、此ノ如クシテ始メテ貴族院ノ重キヲ見ルニ至ラン。

伊藤は貴族院における華族の果すべき役割について、一般人民が日常においては當利の追求を第一義とするのに対し、華族は「國家ヲ重スルヲ以テ目的」とし、「常ニ国家ニ付テ思ヲ焦スコト深重ニシテ、又前途百年ヲ慮ル者ナレハ、徒ニ他ヨリ動搖セラル、コトアルヘカラス。殊ニ王家ニ対シテハ其位地ノ接近ナルヨリ、尤モ厚カラサルヘカラス」と、国家を第一と見え、殊に君主制の守護者として尽すことを求めた。すなわち帝国議会において貴族院は、往々過激論などに陥りがちな衆議院の弊害を抑え、特に「一國ノ規模ヲ変換セントスル者アルモ、之ヲ抑制シテ秩序ヲ破壊セシメサル」ことを求めた。すなわち貴族院は「妄ニ旧秩序ヲ破ラス、又円利ヲ傷ケサルヲ以テ目的トスル」ことで、衆議院とともに「則チ車ノ両輪ノ如ク二者相待テ各々其妙用ヲ顯ハスヲ得」るとしている。

伊藤とともに憲法審議に参加した枢密顧問官子爵佐野常民もまた同年三月九日の華族同方会において前の伊藤と同趣旨の演説を行つてゐる。⁽¹²⁾ 佐野によれば衆議院は「人民直接ノ利益ヲ代表スルノ処」であり、これに対し「御国ノ貴族院」は「国家全体ノ意思ヲ代表スルモノ」であると規定している。そのうえで貴族院議員には「人民ノ投票ニ出テス、資格、学識、財産等ニ依リ勅任セラル、モノナルカ故ニ、人民各自ノ意思ヲ代表スルヲ要セシム、其

考察ハ自ラ国家全体ノ事ニ深カルヘシト云フヨリ推ストキハ、茲ニ一ノ重大ナル結論ヲ生ス。曰ク、時々変移スル人民ノ利益ヲ主眼トセシシテ国家永久ノ利益ニ着眼スヘキコト是ナリ」と、国家本位の行動を取ることを求めていふ。一方、衆議院に対しても佐野は、公選によつて選出された議員により構成される議院だけに、党派性を帯びるのは必至であるとし、「其党派アルカ為メ下院ノ議決ハ、人民多数ノ意思トハ云ヘ甚々危殆ナルモノナリ」と、強い警戒感を見せてゐる。貴族院への期待は、衆議院への不信の裏返しであり、「両院ナレハ下院ノ議決スル所直ニ政府ニ衝突セス。更ニ上院ノ議ヲ経サル可ラス。是ニ於テ両院相互ニ議事ニ注意シ、議決上好結果ヲ呈スヘシ」と、貴族院が政府と衆議院との衝突の緩衝装置となることを期待している。

伊藤・佐野の発言は、両者の立場を考えれば憲法発布当初における政府の公式見解と見なしてよからう。両名は国家本位の見地に立つた議論の展開や、下院の抑制機能など貴族院に多大の期待を寄せていた。こうした発言が藩閥政権にとって貴族院が力強い援軍となることを期待してのものであつたことは間違ひない。両名が政府への支持要請を行うのではなく、三権分立といふ立憲制の原則と、これに基づく上院の独立性への配慮した原則論の強調に止めたことは、却つて華族層に重い責任を痛感せしめたことであろう。こうした政府側の見解を踏まえて、統いて帝国議会開設前後における華族間の議論についての検討を行う。

二 貴族院の開設と華族の本分

来るべき帝国議会に対する华族はいかなる自覚をもつて臨むべきかという

問題は、当事者である彼ら自身にとつても容易に解答を見出しえないものであつた。その理由の一つとして、参考とすべき欧洲各国の上院および貴族制度が一様でなく、日本の華族をどのように上院に位置付けて良いのかはつきりとしなかつたことがあげられる。⁽¹³⁾ わが国の貴族院制度は、英國とプロシア（ドイツ）の上院制度を折衷するのが良いとするロエスエルの意見が反映されたものだが、⁽¹⁴⁾ 両国の貴族に対する評価は、当時の識者の意見を見ても、必ずしも一定していない。例えば帝国大学法科大学教授梅謙次郎は、社会全般にわたつて強い勢力を有する英國の貴族と、尚武の氣風が強いドイツの例を引きながら、「⁽¹⁵⁾ ドゥカ貴族ト云フモノハ、總ベテ英國・独逸国アタリノ様ニアリタイト私ハ思ヒマス」と高く評価しているが、一方、初代東京大学綜理をつとめた元老院議官加藤弘之は、「今日ハ上院廃スヘシ、貴族ハ無要物ナリトノ説起ルアルモ、英國ノ貴族ハ依然トシテ猶実力ヲ有ス。之ニ反シテ他邦ノ貴族ハ皆其価直⁽¹⁶⁾ナク、独逸ハ殊ニ甚シキモノ、如シ。其教育ハ甚⁽¹⁷⁾高カラス。人民トノ交際モ英ノ如ク滑ナラス。故ニ某博士ハ之ヲ評シテ曰ク、英國貴族ハ猶ホ新鮮ナル水ノコトク、独逸貴族ハ汚水ノコトシ」と、ドイツ貴族に対しては全く逆の評価を下している。英國以外の貴族に辛かつたのは、前に見た伊藤も同様である。

貴族の勢いが最も盛んで、かつて秋月・河瀨ら通款社社員が感銘を受けるなど、華族の理想像の一つに考えられていた英國ではあるが、伝統の堆積によって築かれた該国の制度が、導入には極めて困難であることは憲法を例に取つても明らかである。さらに英國上院は、ほぼ貴族のみによつて構成されており、また政治体制も下院の政党を中心とする議院内閣制が取られており、直訳的な模倣ははなはだ困難であつた。⁽¹⁷⁾

「超然主義」の著者として知られる都筑馨六は、明治二十五年に著した「議院論」⁽¹⁸⁾ のなかで、英國貴族は「歴代大ニ自ラ奮励スル所アリテ、資産ト智識トノ実力ヲ以テ、衆ニ超脱シ、熱心公共ノ事業ニ参与シ、且ツ営ムテ自ラ正当ト認ムル公資ヲ負担スルノ氣風ヲ養シ、以テ国内ノ衆望ヲ繋クコトヲ怠ラ」ず、またイングランド・スコットランド両国の国土の五分の四を所有し、さらに下院議員には貴族の二三男が非常に多いなどの実例をあげ、そのうえで「英國ノ代議政体ハ其外形ニ於テ仏國模造ノ代議政体ニ彷彿タル所アリト雖トモ、其実權ノ横ハル所、實ニ兩者ノ間、月齋ノ差ヲ示シ、学者ヲシテ毎々英國ノ政体ハアリストクラシイナリトノ判定ヲ下サシムナリ」と、一般に政党政治といわれる英國の政治体制は、実は貴族中心の政治体制であると述べるなど、貴族の政治的地位と役割に対して最大級の評価を与えていた。

だがその都筑も、英國の議会政治の来歴を「貴族各家ニ於テ往々王位ニ対シテ不満ヲ懷キ、機会アル毎ニ平民ト提携シ、且ツ平民ノ利益及ヒ権利ヲ保護スルノ名義ヲ以テ王位ニ迫リ、漸次ニ其ノ専權ヲ制限シ、數百年ノ歳月ヲ経テ徐々ニ發達シタルモノナリ」と、国王と貴族階級の闘争の歴史であり、その発展が王権の制限とともにあつたことを認めないわけにはいかなかつた。華族が、英國上院（その他の歐州諸国も含めて）の保守性、漸進性に共感を覚えつつも、右のごとき歴史的性格に抵抗感を抱いたであろうことは想像に難くない。貴族院が、欽定憲法によつて設置され、華族がその階級的特權ゆえに議員となる資格を与えられ、さらに同院の中心的役割を果すことを期待されたという経緯を考えればなおさらであろう。

こうしたなかで、貴族院においては、華族の採るべき使命としては、徹頭徹尾「皇室の藩屏」の責務を尽すべきだという日本的な上院論が盤頭する。

五摶家筆頭として公家華族の頂点に立ち、傑物として知られる公爵近衛篤磨⁽¹⁹⁾はいう。(20)「華族ノ特ニ負擔セル義務、若クハ責任ハ如何ント云フニ、他ニアラス、皇室ノ藩屏タルコトヲ忘却スヘカラサルノ一事ナリ」と。

この「皇室の藩屏」を全うするという考えは観念論としては受け容れやすいが、議場内外における具体的な行動指針としては曖昧である。その点、近衛は「皇室ノ忠僕タルコトヲ忘レス、各自其地位ヲ重ンジテ、濫リニ政府及び社会ニ阿諛セサルニアリ」と規定する。この意見が、華族としての責任感、何より近衛家当主としての強烈な自負心に基づくものであることは間違いない。それだけに同人の意見は華族一般の現状に対する強い不満とも表裏一体をなしていた。「從来華族ハ優柔不斷ニシテ、才学共ニ普通一般ノ人民ニ及ハス。大名華族ハ往々迂闊ナリ、公家華族ハ往々卑屈ナリ、華族ハ馬鹿ト同名異物ナリトノ感ヲ起サシムルニ至ル。豈浩嘆ニ勝ユヘケンヤ」と、近衛は伝統華族の有り様を激越な調子で批判する。このような状態では、華族は「或ハ議員トナツテ其責任ノアル所ヲ忘レ、現政府若シクハ民間ノ政党ニ利ヲ以テ誘ハレ、若クハ使嗾セラレテ、其素志ヲ齧カヘスカ如キ不良ノ輩ヲ生スルコトナシトセス」と危惧していた。

近衛は、「迂闊」あるいは「卑屈」な華族一般に対して、「皇室の藩屏」としての自覚と自制を促し、これを行動上の規範とすることを求めた。そして、この主義を貫くためには、政治上においては、政党への迎合だけでなく、政府への追従も慎まなければならなかつた。事実、近衛は藩閥の專横に対する最も痛烈な批判者の一人であった。近衛の意志は、「其の議員たるものは、政府の政略と政党の方策とを問はず、苟も偏見と認むべきものあれば決して之を助けず、以て誠意誠心、我が 皇室を護り、我が憲法を守り、又以て忠

実に國利民福の道を講ずべきのみ」と記された、同人を中心にして結成された会派「三曜会」の主意書において一層明瞭である。こうした近衛の主張に対して、少ながらぬ数の華族の賛同者があつたことは、三曜会や、同会の盟友「懇話会」の隆盛に表れている。三曜会が、一八九〇年代の貴族院において、懇話会とともに藩閥政権に対する一大脅威となつたことは知られるところで、ある。⁽²²⁾

次に侯爵黒田長成の意見について見ていく。黒田は、旧福岡藩主家当主で、明治一七年から二一年にかけて、英國に留学し、ケンブリッジ大学に学んでおり、「華族列伝国之礎」中巻では「現今華族後進輩中有望屈指ノ人物ナリ」と紹介されていた。⁽²³⁾同人は後、明治二七年から大正一三年まで三〇年にわたり貴族院副議長をつとめている。黒田は帝国議会開設直前に発表した論説「貴族院ノ執ルヘキ方針ニ就キ所見ヲ述フ」のなかで、英國を中心とした西欧諸国の憲政史を詳述したうえで、日本に眼を転じ、日本の政党の現段階は「是等ハ未タ真ノ政党ト云フ可ラサルナリ」と見る。黒田は「凡ソ政党ナルモノハ一朝ニ起ルニ非ス、一国ノ歴史上ノ結果ナリ。語ヲ易ヘテ云ハ、政党ハ一国ノ政体及ヒ民情ノ然ラシムル処ナリトス」とし、故に「今日ニ至ルマテ我国ノ民情政体ヨリ推考スルトキハ、現在ノ政党ハ未タ一ノ機関トシテ政治上ニ運動スルノ機ヲ得サルモノニシテ、将来帝国議会開設ノ後ニ至リ国家ノ大問題ニ接ル其時、初メテ現在政党中ニ大ナル変動ヲ來タシ、或ヒハ分離シ、或ヒハ集合スルコトアラン。如斯ニシテ稍々政党ノ起源ヲ見ルニ至ラシ」とする。

それでは、こうした現状のもとで、華族はいかになすべきか。黒田はいう。「貴族院議員タル者ハ、現在ノ政党ニ闘セス、公正以テ 皇室ニ忠ヲ尽シ、

国家ノ福利ヲ進長センコトヲ勉メ、不羈独立ノ主義ヲ基トシ、一人ノ賛成ヲ得ルモ、又ハ百人ノ賛成ヲ得ルモ、毫モ之ヲ顧ミス、其主義ヲ確守シテ、以テ我国ノ大政ニ参与スヘキナリ」と。黒田の主張は、この部分のみを見れば、これまで見た諸論説と同様、貴族院の「不羈独立」と、政党への不関与を求めた論である。だが黒田は、英國風の議会政治に深く傾倒しており、政党不関与論があくまで「現在ノ政党」と期限つきであることなどから見て、實際には、政党の發展を俟つて、漸次英國型の議会政治への移行を期待していたといえる。

前にみた通款社もそうであるが、有力華族中に英國に憧憬を抱く者が少なからず存在したことは、貴族院、さらに議会政治について考えるうえで極めて重要である。こうした認識は、後述する「官僚系」政治家が、憲法は英国资院内閣制を許さないと考えていたのとは対照的である。

最後に子爵加納久宜のいうところを見ていく。加納は、旧上総一宮藩主で、維新後は師範学校長・司法官・鹿児島県知事などを歴任した。農事改良にも心を碎き、初代帝国農会会长をつとめるなどの経歴をもつ有力華族である。加納は、また研究会の結成にも中心的に関与しており、子爵層の指導者的立場にあつた。前出『華族列伝國之徳』中巻では、同人は「資性磊落ニシテ俠氣アリ、且法学ニ精シクシテ辨論ニ長セリト云フ」（子一七四頁）と紹介されている。加納は、明治二三年四月に発表された論説「処懷ヲ述ヘテ同族諸君ニ質ス」⁽²⁶⁾のなかで、以下のような議論を展開している。まず「或ル論者ノ説ヲ聞クニ、貴族院議員ノ責任ハ勉メテ現内閣ノ政略ヲ翼賛セサル可ラス。是帝室ニ忠ナル所以ナリト」と、少なからぬ数の華族が抱懐していたであ

ろう藩閥政府翼賛論に対しても次のごとく批判を行つた。

抑内閣諸大臣ハ政党以外ニ独立シテ其一方ニ偏セストノ言ハ、事ノ虚実ハ暫ク擱キ、久宣ノ屢々耳聞スル處ニシテ、久宣モ亦今内閣諸君ニシテ実ニ斯ノ言ノ如クナランコトヲ熱望スルノ一人ナレトモ、如何セン政党ハ立憲國ノ實際ニ於テ免レ難キ常態ナルノミナラス、野ニ政党起リテ將ニ全国ニ治ネカラントスルノ勢ヒアルニ方リ、朝ニ政党臭味ナキヲ期スルハ、物ノ本末事ノ終始ヨリ考フルモ、将来寔ニ無覓束次第ナリト觀念シテ、偽現政府ノ内閣モ或ル政党カ勢ヲ得テ時メキツ、アルモノト仮定セハ、焉ソ他年一日他ノ政党ニ地位ヲ譲ルノ事ナキヲ保センヤ。

此時ニ方リ、立憲政体ト共ニ万世不易ノ貴族院ハ明治ノ功臣内閣ト共ニ進退シテ議員ノ本領ヲ得タリト為スカ、豈思ハサルノ甚キニ非スヤ。加納は立憲政治を行えば政党勢力の發展は必至であるとし、藩閥政府が掲げる「超然主義」路線が将来にわたつて維持できるのかと疑問を呈する。さらに将来的には、藩閥政府が下野する可能性も指摘している。加納もまた近衛と同様、現在政権を担つている藩閥も一箇の党派と捉え、彼らと進退を共にすることは貴族院の「本領ヲ得タ」ものではないと見ていた。

次に加納は、「又或ル論者ハ今ノ功臣内閣ノミヲ輔クルニ非ス。仮令何党ノ出身、何主義ノ人ニ拘ハラス、苟クモ内閣ヲ組織シタランニハ、須ラク其政策ヲ賛ケテ、之カ目的ヲ達セシムルコソ貴族院議員ノ本分ナリ」という、全方位型の翼賛論に対しても、「此説ニ從ヘハ、則貴族院ヲ挙ケテ内股議員トシ、木偶議員トシ、其本体ニシテ独立セサルモノナリト為シタル謬説ニシテ、俱ニ議会ノ神聖ト議員ノ本分トヲ蔑視シタルモノト云ハサルヲ得ス」と、これを痛罵する。

ならば貴族院が議会において採るべき態度は如何というに、加納はいう。

惟フニ貴族院ハ政府ト集議院トノ中間ニ介立シテ、公當無偏ノ直路ヲ

(參)

取り、事業ノ目的ハ之ヲ要スルニ、上帝室ニ忠ニシテ、下國利民福ヲ増進スルニ在ルカ故ニ、苟モ其目的ニ違ハザランカ、事ノ本源政府ノ要望ナルト、何党ノ持説ナルトニ論ナク、飽迄モ之ヲ賛成シ、若シ事ノ結果上ニ相反セルモノト見認メタランニハ、其淵源何レヨリ發スルトヲ問ハス、断乎トシテ正反対ノ地位ニ立ツヘキモノナリ。換言スルニ議員ノ眼中功臣内閣ナク、政党内閣モナク、自由党ナク、改進党モ亦之レアルコトナク、唯 帝室ニ忠ニシテ国利民福ヲ進ムルノ議員ヲ以テ味方トナシ、之ニ反スルノ説ヲ以テ敵トスルノミ。故ニ議員ノ敵味方ハ有形ノ団体ニ

アラスシテ、無形ノ議論ニアリ。有形ノ党ニ党セスシテ、無形ノ論ニ党スルモノ、ミ。

内容は、後に一般化するところの研究会の是々非々主義の原則に完全に合致している。発足当初の研究会が、憲法起草者で初代貴族院議長をつとめた伊藤博文やその配下の伊東巳代治の教示をうけていたことは、既に指摘のあ(27)るところである。実際、憲政の意義と研究会の政治的道筋を示した「研究会主趣書」は、明治二十五年に伊藤の指示のもと伊東が起草したといわれる。主趣書中には「余等国家問題ニ於テハ互ニ相研究シテ公平中立ノ意見ヲ定メ、

全力ヲ傾倒シテ之ニ尽瘁シ、朋党比周ノ為ニ国家ノ公利愛國殉公ノ精神ヲ失墜セサランコトヲ期ス」(28)という、研究会の「公平中立」、すなわち「是々

非々」の表明と見られる一節がある。主趣書は政党のような綱領をもたない研究会が自らの政治的立場をあきらかにしたものであり、筆者は、これまで是々非々主義のよりどころは右の一節にあると考えていた。しかし右の文言は、直接的には貴族院は「朋党比周」、すなわち政党勢力の抑止力となるこ

とを目指すという、前節に見た伊藤らの期待が反映され、盛り込まれたものと見なし得よう。草創期の研究会の政治的行動律の形成過程においては、伊藤ら外部勢力の影響も無論あるだろう。しかし、それにもまして右にみた加納のような会派内部で指導的役割を担った伝統華族の理論的指導の影響力が強く及んでいたと見てしかるべきであろう。その意味で加納の言は、貴族院の中心勢力をなす子爵議員層の有力者が自らの意志において眞の「不偏不党」を貴族院の本分、ならびに会派の basic 理念として位置付けたものといえ、研究会の是々非々主義の原型、あるいは直接的な起源をここに求めることができよう。

初期の貴族院の二大グループは、研究会と三曜・懇話両会であるが、これまで見たとおり両系統ともに基本理念は非常に近似していた。貴族院が、初期議会において、必ずしも当時の政府も世間一般も予想したような藩閥政府擁護機関にならなかつたのは、前に見たような理念が有爵議員の有力者を中心(29)に自覚されていたからである。研究会の是々非々主義の理念は、その後も同会が、基本的に政府擁護姿勢となりながらも、政党内閣の与党のような無条件的政府翼賛は行わないという同会の性格のなかに繼承されていく。

理念的には、比較的共通項の多い研究会と三曜会（および懇話会）であるが、議会において踏み出す行路は大きく異なつていくこととなる。その契機となつたのが、第二議会に子爵谷干城が提出した「施政ノ方針ニ関スル建議案」の可否をめぐる動き、いわゆる「勤儉尚武建議案」問題である。該建議

案は、表向きは国力の涵養のためには、勤儉が必要であるとするものであるが、裏面では政府不信任を意味するものであつたため、その扱いをめぐつて貴族院は二派に分れて紛糾した。賛成派の三曜・懇話両会系は、衆議院の民主党と通底していたとされる。研究会は、加納らを中心にこれに反対した。結局、建議案は、研究会を主力とする反対多数により、九七対七八をもつて否決された。なお研究会結成の裏面には、三曜会などの活潑な動きにより貴族院が野党化することを懸念した政府側の働きかけも存在したらしい。⁽³⁰⁾ 当時の様子は、貴族院書記官長金子堅太郎の伊藤への報告のなかで詳述されているので、引用をもつて説明に代える。⁽³¹⁾

一、谷子爵之建議ハ表面ニハ勤儉尚武ト有之、隨分結構ナルニモ不拘、其一部之賛成者ハ陰然下院之民党ト聯絡ヲ通ジ、彼是心援スルノ心算之由、其故最初七八名之賛成者有之候処、反対者（研究会派）顯出シテ運動致候ヨリ、其賛成者中ニモ連署取消シ、又ハ開議之当日缺席致候人モ有之、終ニ七十八ニ対スル九十七之多数ニテ否決イタシ、夫レガ為ニ谷・三浦〔安〕等ノ連中ト千家〔尊福〕トノ関係弥破裂シ、其否決之翌日政府委員更任シ會議之如キモ、鳥尾〔小弥太〕ノ発議ハ否決シ、相互ノ間柄日々疎隔之形況ニ赴キ申候。就テハ貴族院中ニモ追テハ民党ト吏党トノ名称竝ニ事実發生シ、隨分困難ナル事ニ可相成候。其民党ハ三曜会（近衛公一味）及勤儉尚武連（谷・三浦一味〔懇話会系〕）ヨリ成立シ、更党ハ研究会（千家・中山〔孝麿〕侯爵）之連中ニ御座候。其總員ハ互ニ伯仲スルモ、民党ハ今回之敗北ニテ堅固ナル団體トナルモ、研究会ハ其内実未ダ堅固ナラザル事実有之候由。……

又貴族院議員中、谷子爵之建議ニ連署セシ連中ニハ、此ノ如キ形況ニテ

ハ、逆モ独立シテ運動スルコト無益ナレバ、公然下院之民党ト結ビ、彼ノ査定案ニ同意シ、七百五十萬以上ニ減却、豫算ヲ以テ政府ニ当ルヨリ良策ナシト主唱スル人モ有之、其同志者募集之由ニテ、維新以来之老人達ニハ大ニ憂慮被致居候。

この後、三曜会・懇話会が、衆議院の改進党など对外硬派系民党との結び付きを強め、野党色を帯びていくのに対し、研究会は政府擁護派としての性格を強めることとなる。「勤儉尚武建議案」問題の頃から顯然化していく両派の指向性について、當時研究会に属していた子爵山口弘達は次のように回顧している。⁽³²⁾

谷子爵とか曾我〔祐準〕子爵。その他全てああいう將軍連中だとか、小沢〔武雄〕男爵などもおるし、それからその時分に貴族院の硬派と言われた三浦安・村田保、ああいう人達がが勤儉尚武という建議案を出した。勤儉尚武というのはすなわち僕約をし、そうして武を尊ぶといふことでありました。ところが一体文武両輪のことしどうのが当たり前である。武ばかり尊ぶということが甚だ穩当でない。それからこの方は勤儉尚文というものをたてる。すなわち研究会の方の派がそうであった。それで千家だとか加納というような研究会をたてた人は勤儉尚文といふ方であった。……

〔研究会は〕政府に対しては今は是々非々などと言つておりますけれども、その時分は大抵のことは官から、政府から出たものは賛成をしようということで、すなわち政府を援助するというのが大方針なんです。そうしてそれには結束しなければいかん、結束を固くしなければならぬから必ず決議したものには服従する。……研究会の方は結束している。

懇話会の方はつまりそれに対してできたのです。硬派ですから何でもかんでも政府には片端から良くて悪くとも反対するというふうであったのです。

研究会の藩閥政府擁護の姿勢は、明治二十四年四月、勅選議員となつた内務省警保局長清浦奎吾が研究会に入会し、その手腕をもつて会を指導するようになると一層強まりを見せる。清浦は周知のとおり、山県系官僚の有力者である。清浦の壇頭は、研究会からの伊藤系の影響力の減退と、山県系への接近を方向づけた。⁽³³⁾

四 反政党主義への傾斜

日清戦争後の、第二次伊藤内閣と自由党の提携以降の藩閥と政党の接近は、広く知られるところである。明治三一年六月、わが国最初の政党内閣である第一次大隈内閣（隈板内閣）の出現の前後には、従来「超然主義」を唱えていた官僚層の恐慌は頂点に達した。彼らは、自衛上、必然的に貴族院に大きな期待を寄せるようになる。官僚層の貴族院への期待が、最も直截、かつ過激な形で表明されているのが、同年七月に執筆された都筑馨六「貴族院ノ諸公ニ告ク」⁽³⁴⁾である。そのなかで都筑は、「貴族院ノ諸公ガ第十三議会〔同年末に開会予定〕ニ於テ、一刀両断ニ裁決ヲナサザルベカラザル大問題ハ、即チ諸公ハ現内閣〔第一次大隈〕ノ憲法解釈ヲ甘諾スル者ナルカ否ヤ、諸公ハ果シテ民主政治ヲ是認スル者ナルカ否ヤ、朋党ノ政権争奪ニ同意ヲ表スル者ナルカ否ヤニアリトス」と、問題は隈板内閣の採用する政党内閣主義的是非にあるとする。そして都筑は貴族院議員に向かい「現政府ノ基礎トナスノ

主義ヲ全然非認セヨ、勢茲ニ至レバ、或ハ衆議院ト貴族院トノ間ニ於テ衝突ニ免レザルモ計リ難シト雖トモ、……衝突ノ結果、普國ニ於ケルガ如ク、終ニ貴族院ニ於テ終始一貫其主義ヲ固守シテ、幸ニ倒レテ後チ止ムノ決心ヲ示スニ於テハ、或ハ衆議院議員ヲシテ単ニ其院ノ多数ヲ制スルノ故ヲ以テ、朝ニ立ツノ權アリトノ盲想ヲ断念セシムルコトヲ得ベケンカ」と檄をとばす。

都筑が貴族院の役割として期待したものは、「第十三議会ニ於ケル貴族院ハ、我ガ憲法ノ擁護者トナツテ、國体ノ変革ヲ企図スル者ヲ抑制スルノ大任ヲ負フモノナリ。帝室ノ藩屏トナツテ大權ヲ死守スルノ職分ヲ荷フモノナリ。國家ノ堡壘トナツテ腐敗ノ根本ヲ絶ツノ責ニ任スルモノナリ。国民ノ保護者トナツテ朋党多衆ノ圧政ニ衝ルノ義務ヲ帶ブルモノナリ」というものである。ならば内閣の施政の是非はといえば、「鬪争ノ焼点ハ決シテ現政府ノ施設經營如何ノ如キ小問題ニアラズ。又在朝諸公ノ人物如何ノ如キ感情上ノ論議ニアラザルナリ。施行ノ成績ハ孰レノ政府ト雖モ大同小異タルニ過キズ、多少ノ差、幾千ノ失策ノ如キハ、以テ諸公ノ死活問題トナスニ足ラザルナリ」と、取るに足らない問題であるとして、これを一蹴する。「超然主義」を信奉する官僚都筑にとって、貴族院の使命は、政策の是非云々の前に、政党政治を根本から否認し、これを攻撃、破壊することであつた。この主張は、明らかに前に見た是々非々主義の理念とは異なるものである。

都筑の主張は、多分に書生論的であり、これをもつて、必ずしも官僚一般の意見の代表と見なすことはできない。しかし、山県系官僚の有力者、平田東助らが同じ時期、政党内閣の出現を機に、貴族院を非政党内閣主義の牙城とするべく動き出したことなどを考え合せれば、官僚層にとっては多分に共感できる内容であつたことは確かである。

その平田であるが、明治三〇年代以降の貴族院を非政党主義をもつて主導した平田の幸倶楽部結成を目指す動きについては別稿で論じたので、本節では該期の平田の政治理念について検討を加える。⁽³⁶⁾

明治三一年六月一三日、平田は山県有朋と会談を行つた際、山県より、当時、第三次伊藤内閣下で伊藤による、首相自らの党首就任と閣僚の入党を伴う政府党组织の計画は「我が憲法に於て抵触する所なきや如何」と、ことの是非を問われた。これに対し平田は、「我が憲法ハ根本に於て政党内閣を容さゝる事、伊藤侯の意見ハ純然たる英國流の政党内閣を組織するにあらずとするも、其事実ハ畢竟政党内閣にして勢の馴致する所、遂に英國同様の内閣制を見るに至るへき事、果て然らは我国體に背き、憲法を破壊し、乱階茲に兆して国家の亡滅亦計るへからざる事を挙げて、大に其不可なる理由を論し、且つ曰く、閣下國家の元老として、至尊を輔翼せらる、仮令ひ他の元老にして節を折き、義を失ふも、閣下豈ニ此の大節に臨みて亦他の奪ふ所となるへけむや。顧くハ君國の為ニ此の厄運を挽回せられむことを」と答えた。これに対し山県は、平田の意見に「全く足下の言ふ所の如し」云々と全面的な賛意を示した。

六月二四日の御前会議で山県は、伊藤が「政党内閣ハ我が憲法に背くとの議論なれども、我か憲法ハ英國の如く議会に對して責任を負ハず、独り天皇に對して責任を負ふか故に、縱令ひ政党の首領を以て内閣を組織するも毫も差支なし」と述べたのに対し、「我が國の歴史といひ、憲法第五十五条「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス。凡テ法律勅令其ノ他國務ニ関ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス」の精神と云ひ、共に政党内閣を容さゝるものと断言す。政党の首領ハ其主義綱領に束縛せられ、其の範囲を超脱すること能

ハす。故に陛下の聖旨と雖、時としてハ奉體して之を行ふこと能ハさるなり。何となれば主義綱領に違背すればなり。故に内閣總理大臣兼勤王党首領ハ我々の断して取らざる所なり云々」と述べている。この発言が、平田と符牒を合せたものであることは明白である。

平田（山県）の議論が、いわゆる「超然主義」に基づいていることは明らかである。「超然主義」に関しては多くの研究蓄積があり、近年では佐々木隆氏のように、藩閥政府が政党勢力と対峙するなかで超然主義とは「不偏不党性の確保により藩閥政府の主導権の下、漸進的・調和的な独立・近代化路線を継続・達成」することを目的とするための政治手法であると見る向きもある。⁽³⁷⁾ だが憲法論の立場からいえば、憲法は、本来その条文や『憲法義解』の内容からみて三権分立を原則とし、また国務大臣の進退も君主の信任によつてのみ行うとするなど議院内閣制（政党政治）を認めておらず、超然主義はこうした憲法の精神を忠実に政治的態度として表明したものといえる。⁽³⁸⁾ 平田が、前の対山県会見と同じ頃、桂太郎に対して「憲法の主旨ハ伊藤侯既に自ら憲法義解に於て之を解釈し、明文炳として復た惑ふ所なし。憲法義解ハ伊藤侯の私著なりと雖、當時欽命を奉して憲法を制定したる侯其の人にして亦同時に著述せられたるものなれば、理に於て憲法の主旨と矛盾する所あるへからず。然るに伊侯果て何の意か今に至て其の解釈を二三にせむと欲す、是れ山県侯の君國の為に争ハざるを得ざる所以なり」と語つてゐるのは、彼らの原理主義的な憲法理解を示したものといえる。

ただし超然主義は、政党の存在 자체を否定する理念ではなく、あくまで政府の議会（各勢力）に対する距離と公平性が問題とされる。また政党政治家の入閣も、入閣中は離党するなどして政党との間に一定のけじめをつけねば

可能であつた。超然主義に基づいた藩閥政府の対政党選択肢は、佐々木氏の類型規定に倣えば、全政党の排除・参加両論があり、さらに社会の中流以上の層を政治的に育成し、これを母体に形成された政派（氏の言葉では「良民政党」）より支援を、主として閑外から仰ぐというものもあつた。⁽⁴⁰⁾

伊藤新党構想の挫折と、憲党政権（隈板内閣）の誕生という明治三一年六月の段階における平田・山県両名の対政党観を総合すれば、政党の存在自体や、伊藤の新党が閑外支援を主体とする「良民政党」としての「勤王党」の結成を目指す限りにおいては異論は挿まないが、英國流の政党内閣の指向に対しては、三権分立を侵し政府の「不偏不党」を搖るがすものとしてこれを峻拒するというものであつた。⁽⁴¹⁾

こうした認識に立つ平田にとって、政党勢力の伸長が著しい右段階においては、貴族院に対しても、抑止勢力としての強い期待と、そのための鞏固な結束の必要性が痛感された。当時の貴族院は、前述のとおり三曜・懇話両会と研究会が二大勢力として対峙していた。数的には研究会が若干優位に立っていたものの、三曜・懇話両会が反藩閥色をもつた強力な勢力であったのに對し、研究会はライバルの三曜会を率いる近衛が「研究会は何れの内閣にも謳歌するものなり」と看取したように、いかにも軟弱な印象を免れなかつた。そこで次に貴族院を一丸とした反政党勢力の牙城とすることを目指した幸俱樂部の理念について一瞥を加えておく。

機関紙「明義」の各政論は政党政治への否定的認識を共有しており、幸俱樂部の政治的立場はこの点からも明らかである。また幸俱樂部無所属派の幹部で、後に右俱樂部の最高秘密幹部会である「十金会」⁽⁴⁵⁾の会員にもなる穂積八束は明治三八年に発表した論文「貴族院ノ独立」⁽⁴⁶⁾のなかで、貴族院の独立性とその意義を積極的に評価したうえで、「蓋憲法ハ貴族院ヲシテ衆議院ニ對シ独立ナラシムルノミナラス、政府ニ對シテ独立ナラシメ、若政府ト衆議院多數ト相結託シテ大憲ノ紛更ヲ試ミルカ如キコトアラシメハ、貴族院ハ嚴然其間ニ独立シ、憲法擁護ノ重任ヲ全ウスヘキコトヲ期シ、其大任ニ堪フルノ独立ノ地位ヲ付与セルモノタル其義甚昭カナリ」と述べている。穂積の意

ヲ享有セシムル」ものとする。しかしながら「参政ノ自由ハ政派ノ紛争ヲ招キ易ク、延テ大憲ノ軌道ノ外ニ奔逸スルノ弊アルコトヲ免レス」と、政党の危険性を指摘する。立憲制の美果をあげるためにには、「個人ハ自主独立ノ生活ヲ有スルト同時ニ國ノ一分子タリ、社会ノ一員タル」ことを自覚し、「私人局部ノ一時ノ利害ノ為ニ國家社会ノ永遠ノ運命ヲ誤ルコトナキ」ように心掛けなくてはいけない。すなわち国民の「公徳」が必要であるとする。そのうえで、政党内閣の危険性を批判し、自らの立場を次のように表明する。「然ルニ個人ノ自由ニ偏重スルノ理論一タヒ政権ノ享有ト投合セシヨリ、國家公同ノ為ニ与ヘラレタル參政ノ權能ハ個人局部ノ紛争ノ為ニ之ヲ濫用スルノ弊ヲ引致シタリ。政派ノ輒轍ノ如キ憲法上ノ機関ノ衝突ノ如キ、國家公同ノ自覺ニ乏シキニ根由スル所多シトス。故ニ吾人各個ハ國家永久ノ性命ニ於ケル一時ノ連鎖ニシテ公同団体ノ一分子タルコトヲ自覺シ、私ヲ捨テ公ニ就クノ大義ヲ明カニシ、以テ国民的公徳ヲ培養スルノ須要ナル言ヲ待タサルナリ」。

機関紙「明義」の各政論は政党政治への否定的認識を共有しており、幸俱樂部の政治的立場はこの点からも明らかである。また幸俱樂部無所属派の幹部で、後に右俱樂部の最高秘密幹部会である「十金会」⁽⁴⁵⁾の会員にもなる穂積八束は明治三八年に発表した論文「貴族院ノ独立」⁽⁴⁶⁾のなかで、貴族院の独立性とその意義を積極的に評価したうえで、「蓋憲法ハ貴族院ヲシテ衆議院ニ對シ独立ナラシムルノミナラス、政府ニ對シテ独立ナラシメ、若政府ト衆議院多數ト相結託シテ大憲ノ紛更ヲ試ミルカ如キコトアラシメハ、貴族院ハ嚴然其間ニ独立シ、憲法擁護ノ重任ヲ全ウスヘキコトヲ期シ、其大任ニ堪フルノ独立ノ地位ヲ付与セルモノタル其義甚昭カナリ」と述べている。穂積の意

見をもつて直ちに幸俱楽部の総意へ置換することは無理だととも、貴族院の主導権を握る幸俱楽部内部では、「貴族院独立ノ用ハ政党政治ノ弊ヲ矯正スルコトニ於テ顯著ナリ」と、政党政治の「矯正」こそが、その最大任務であるという見解が声高に唱えられていたのである。

明治三二年の結成以降、幸俱楽部は貴族院随一の実力を誇り、最終的には大正八年に分裂崩壊するまでの間、研究会とともに貴族院の与党勢力を形成し（幸・研与党体制⁽⁴⁷⁾）、院内の議論を主導した。研究会は幸俱楽部に参加こそしなかつたものの、議場での進退の多くを幸俱楽部とともにしながら「反政党主義」路線の一翼を担うこととなる。しかし、是々非々主義本来の理想からすれば、必ずしも政党だからといって絶対的に排撃されるものではなく、藩閥・官僚系だからといって無条件に擁護されるわけではない。事実、研究会のはは々非々主義が反政党主義に傾斜したからといって、研究会が「不偏不党」の維持に対する意識を完全に失つたわけではない。幸俱楽部結成後の明治三五年段階における貴族院諸派に関する分析によれば、研究会は「政党出身の内閣を嫌ふの僻あり」としながらも、基本的には「誰の内閣たるを論せず、其問題に依り賛否を決する方針」⁽⁴⁸⁾を採っていた。幸俱楽部もまた、議会方針をめぐっては、研究会の向背には少なからぬ配慮を行い、さらに苦心もした。さらに研究会が、会員、とりわけ有爵議員の入閣を内閣の性質の如何を問わず極度に嫌つたことは、入閣が結果的に会派のはは々非々を損なうことを恐れたからにほかならない。⁽⁴⁹⁾

確かに事実より見る限り、研究会が幸俱楽部の強い影響下にあつたことは間違いない。しかし研究会は、自らの進退を最終的には、はは々非々主義に照らして決定していたことも事実である。筆者が両者の関係を「強い影響下」

と呼び、「支配」とはいわないのである。すなわち同会にとつて幸俱楽部との協調は絶対的なものではなく、はは々非々主義に基づく判断によつては、他の勢力と結び付き得る余地を常に残していたのである。幸俱楽部は、「幸・研与党体制」のもとで、一面、研究会の進退を実質的に決定するほど之力を有しながら、他面、彼らのはは々非々主義的判断に適合しなければ何時においても提携関係が破綻するという状況に置かれていたのである。「幸・研与党体制」の存外の脆弱さの要因の一つは、こうした両者の関係のなかに内包されていたのである。

大正政変以降、幸・研両派の関係に変化が生じ、研究会のなかからははは々主義の理念に則った新たな現実的対応を模索する動きが起ころるが、この点については別稿で、すでにいくらか論じており、とりあえずそちらに譲る。⁽⁵⁰⁾

おわりに

貴族院の有爵議員層、なかでも最多勢力をなす研究会は、これまで主体性を考慮されることなく藩閥擁護機関的扱いをもつて叙述以前の状態に置かれるか、せいぜい「山県閥」貴族院支配の被支配勢力として描かれてきた。しかし本稿で見たように、帝国議会開設前後より有爵議員の指導層となつた有力華族を中心、貴族院は藩閥・政党といった立場の違いではなく政策の是非によって賛否を決しようとする態度、すなわち眞の「不偏不党」を追求することで、「皇室の藩屏」としての華族の本分を尽そうという強い意志が存在した。この意志は「はは々非々主義」と、後に称されるようになり、基本理念として最後まで研究会を律し続けた。

研究会は「不偏不党」「是々非々」を掲げて議会に臨んでいたが、明治期における実態は、およそ次のようなものであった。まず同会は二院制の立場上、必然的に政党とは敵対とはいわないまでも、距離を置くことに腐心した。このため対政党関係について見れば、研究会が「超然主義」を標榜する藩閥政府の対政党スタンスに共感を覚えやすかつたことは間違いない。政党とは同化できない宿命をもち、加えて華族層元來の保守的傾向の強さからすれば、彼らが藩閥政府の側に与したことは別段不思議なことではない。結果、研究会は、大体において自らの意志に基づき藩閥政府や幸俱楽部と結び付き、彼らと進退を共にした。また華族出身者を主体とする研究会は、はじめて政治にくらく、折々の問題に対する理解力、判断力を欠き、伊東巳代治・清浦奎吾・平田東助などといった会内外の辣腕官僚の指導、教示を仰ぐことが通例であつた。同会の自主性が弱々しいものであつたことは否定しがたい。これに対し三曜会は、同じ「不偏不党」でも、政府に対するそれを徹底して意識し、かつ実践した。このため同会は強い野党性を帯び、さらには改進党などの政派との接近を生んだ。

初期議会期以降、主として明治期の研究会の政治的立場を総括すれば、大半において同会は藩閥政府・官僚内閣・幸俱楽部のひ弱な友党であつた。彼らの判断の背後には、濃淡の差こそあれ、藩閥官僚や幸俱楽部幹部の意志が及んでいた。しかし、彼らは、最終的な意志決定や判断を自らの階級的使命に基づき、是々非々主義に照らして行おうとする意思までも抛棄してしまつたわけではなかつた。彼らは皇室・国家への強い忠誠心を有していたが、藩閥・官僚に隸属するものではなかつた。明治末年以降、研究会内にも、高等教育を受け、社会の各方面で研鑽を積むなどした若く優れた華族が順次、幹

註

(1) 研究会の通史である尚友俱楽部編『貴族院の会派研究会史』明治大正篇（同俱楽部、一九八〇年）においても「是々非々主義」の形成に関する十分な言及はなされていない。同書に関しては、以下「研究会史」と略す。

(2) 華族の政治思想について触れられているものを中心にして最近の華族研究をいくつかあげると、大久保利謙『華族制の創出 大久保利謙歴史著作集3』（吉川弘文館、一九九三年）、坂本一登『伊藤博文と明治國家形成——「宮中」の制度化と立憲制の導入』（吉川弘文館、一九九一年）一〇五—一四三頁、飛鳥井雅道「近代天皇像の展開」（岩波講座『日本通史』第一七巻〈岩波書店、一

九九四年所収)二二五～二五一頁、落合弘樹「明治政府と華士族－近代日本における身分制の解体と再編－」(西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』(新曜社、一九九五年所収)一四三～一六六頁、後藤致人「明治における華族社会と士族社会－明治の『お家騒動』をめぐつて－」(『文化』(東北大学)六〇号、一九九七年)二八六～三〇三頁などがある。なかでも膨大な史料を縦横に駆使した大久保の著書は、華族に関する最も包括的な研究であり、この分野における現段階の研究水準を示すものといってよい。

当然ながら、本稿も同書の恩恵に浴している。だが同書の問題関心は華族制度の創出過程を精緻にあとづけることにあるため、明治一七年の「華族令」制定以降は、基本的には分析領域に含まれていない。大久保に限らず、華族研究は明治前期、あるいは一九二〇、三〇年代に集中しており、本稿の掲げる課題も含め、「明治憲法体制」下の華族の実像の多くは、いまだ朦朧としたままであるといつてよい。

(3) 通款社に関しては、大久保前掲書、二二一～一四〇頁。

(4) 霊会館華族資料調査委員会編『華族会館誌』上巻(靈会館、一九八六年)七頁。以下本稿では、史料からの引用に際しては、原文に適宜句読点を補い、当用漢字に変換して差し支えないものはこれを改めた。また闕字は原文どおりとした。

(5) 「研究会史」二二一～五五頁。

(6) 「枢密院會議筆記 貴族院令」、「枢密院會議議事録」二(東京大学出版会、一九八四年)二七二～二七三頁。同史料を用いて貴族院創設の意図に関する分析を試みたものとして、林茂「貴族院の組織とその性格－貴族院令起草者の意図したもの－」(同『近代日本政治史研究』(みすず書房、一九九六年)四一七～四二八頁)。

(7) もつとも伊藤は伝統華族一般に対し「馬鹿華族」と呼んで憚らないほどの不満を抱いており(東京大学史料編纂所「保古飛呂比 佐佐木高行日記」一

備え、新たに維新以来の有功者を華族の列に加えることでその刷新を図ることとなる(坂本前掲書、一〇五～一四三頁)。

(8) 伊藤博文(宮沢俊義校註)「憲法義解」(岩波文庫、一九四〇年)六六～六七頁。

(9) 帝国議会は、衆議院の予算先議権を除き、原則的に両院平等説を採用していた(靈会館編『貴族院と華族』(同会館、一九八八年)三六一～三六七頁)。

(10) 前掲「憲法義解」六八頁。

(11) 伊藤博文「憲法ニ関スル演説」(『華族同方会演説集』第五号、一八八九年三月)一～一六頁。以下「演説集」と略す。

(12) 佐野常民「貴族院ノ性質」(『演説集』第六号、一八八九年五月)一～一〇頁。

(13) 稲田正次「明治憲法成立史」下巻(有斐閣、一九六二年)一一三〇～一四四頁。

(14) 稲田前掲書、一一三一頁。

(15) 梅謙次郎「華族諸君ニ一言ス(承前)」(『華族同方会報告』第二九号、一八九一年一二月)一〇～一八頁。以下「報告」と略す。

(16) 加藤弘之「貴族発達進化ノ天則」(前掲「演説集」第六号)二一～三四頁。

(17) 一九世紀のイギリスの政党は、ホイッグ(Whig)・トーリー(Tory)という名前革命以来の二党派を基軸に離合集散を繰り返していく状態から、次第に近代的に組織化され、自由・保守の二大政党による政権交代が制度的に確立されていく大きな変革期にあたる。こうした点も含め、英國立憲制の不断の変化は、その理解を複雑、困難なものとしていた。該期のイギリスの政治過程については君塚直隆「イギリス二大政党制への道－後継首相の決定と「長老政治家」」(有斐閣、一九九八年)が、歐米におけるさまざまな政党論の展開とわが國官民の理解と受容については山田央子「明治政党論史」(創文社、一九九九年)がそれぞれ参考となつた。

(18) 国立国会図書館憲政資料室所蔵(以下、憲政資料室蔵と略す)「都筑馨六

関係文書」書類の部、三〇五一—三)。

(19) 近衛篤麿に関しては、坂井雄吉「近衛篤麿と明治三十年代の対外硬派－『近衛篤麿日記』によせて－」(『国家学会雑誌』第八三卷三・四号、一九七〇年) 一九一～二〇八頁。

(20) 近衛篤麿「華族ノ義務ニ就テ同族諸君ニ一言ス」(『報告』第二五号、一八九一年九月) 一～四頁。

(21) 明治二三年「三曜会主意書」(近衛篤麿日記刊行会編『近衛篤麿日記』付属文書) 山川出版社、一九六八年) 三九八～三九九頁。

(22) 三曜会・懇話会に関しては、酒田正敏「近代日本における対外硬運動の研究」(東京大学出版会、一九七八年) 一六五～一八四頁。

(23) 露会館覆刻、一九九一年、侯三一頁。

(24) 「報告」第九号、一八九〇年七月、二一～三三頁。

(25) 「旧話会速記壱(下)」(一九二九年七月九日) における子爵山口弘達の談話(同史料については、露会館が所蔵する原本をもとに尚友俱楽部が作成した複製資料を使用した)。『研究会史』一六八～一六九頁。

(26) 「報告」第五号、一八九〇年四月、一一～二七頁。

(27) 「研究会史」一七〇頁。明治二三年一月一八日付伊藤博文宛井上馨書翰(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一(稿書房、一九七三年)一六六頁)。以下「伊藤文書」と略し、巻数などを付す。

(28) 「研究会史」一七〇～一七一頁。

(29) ジョージ・アキタ「議会制度成立期における貴族院の相対的独立性をめぐつて」(有馬学・三谷博編『近代日本の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年) 所収) 二～一九頁。

(30) 明治二十四年一二月一八日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰(『伊藤文書』二(稿書房、一九七四年) 一六六頁)。

(31) 金子堅太郎「議会景況ノ報告」(伊藤博文編『秘書類纂帝国議会資料』上(原書房覆刻、一九七〇年) 四三四～四三五頁)。

(32) 山口弘達談話、「旧話会速記壱(下)」(一九二九年七月九日)。

(33) 該期の貴族院に関する最近の研究としては、小林和幸「貴族院の制度化－自立と自制－」(近代日本研究会編『年報近代日本研究20』宮中・皇室と政治) (山川出版社、一九九八年) 二五二～二七九頁) がある。

(34) 憲政資料室蔵「都筑馨六関係文書」書類の部、三〇五一～四)。

(35) 拙稿「貴族院における山県系の結集と貴族院糾合運動」(ヒストリア) 一六〇号、一九九八年)。

(36) 以下は、「平田東助関係文書」所収の、平田東助「山県内閣」(憲政資料室蔵「憲政史編纂会収集文書」七一二一～一三) による。

(37) 佐々木隆氏の説については、同『藩閥政府と立憲政治』(吉川弘文館、一九九二年) 一六～三一頁からによる。

(38) 憲法と政党政治の関係を肯定的に解釈していた憲法学者、美濃部達吉でさえも、憲法は本来的には議院内閣制度を採用していないことを認めていた(小関素明「支配イデオロギーとしての立憲主義思想の思惟的構造とその帰結－美濃部達吉の立憲主義思想を手がかりに－」[『日本史研究』三三二号、一九八九年、三四～三六頁])。

(39) この問題については、現在準備中の別稿(『近代立憲政治史における山県有朋の憲政論の変遷とその影響について』仮題) で論じる予定である。

(40) (37) に同じ。

(41) 徳富猪一郎編『公爵山県有朋伝』下巻(原書房覆刻、一九六九年) 三〇九～三一〇頁。當時、平田は山県に対し「若し真正なる國家主義の政党を組織せむとなれば、此の時に臨みて必ずしも不可なかるへし」と述べている(前掲「山県内閣」)。

(42) 近衛篤麿日記刊行会編『近衛篤麿日記』第一巻(鹿島研究所出版会、一九六八年) 明治三〇年二月二十四日。

(43) 「本誌発行趣意書」(明治三三年四月、法学士上野貞正・法学士岩田宙造執筆) (明義) 第一卷第一号、一九〇〇年四月) 一～三頁。同趣意書は「幸俱樂

部沿革日誌（未定稿）（尚友俱楽部所蔵）にも収録されている。

(44) 例えば「明義」第一巻第二号（一九〇〇年五月）の社説「政党内閣と帝国憲法」では「何れの国、何れの時を問はず政治上の同志なるものゝ存するは、固より止むを得ざる所、然れども議会に多数の同志を有する政党の首領をして内閣を組織せしめ、畢竟多数者をして政治を為さしめんとするは、殆んど一世紀以前にありて歐米に行はれたる陳腐の思想にして、今日列国に新形勢に処するの途にあらざる」云々と述べている。

(45) 「十金会」に関しては、高橋秀直「山県閥貴族院支配の構造」（「史学雑誌」九四編二号、一九八五年）五一～五六頁、拙稿「山県閥・官僚系・幸俱楽部」（大濱徹也編「国民国家の構図」（雄山閣出版、一九九九年）所収）一六〇～一六九頁参照。

(46) 以下引用は穂積重威編「穂積八束博士論文集」（書肆有斐閣、一九四三年）（増補改版）六五五～六六二頁。同論文の初出は「國家学会雑誌」一九卷一号。

(47) 「幸・研与党体制」の形成に関しては、前掲拙稿「貴族院における山県系の結集と貴族院糾合運動」四四～四八頁参照。

(48) 明治三五年一二月二六日付伊藤博文宛児玉淳一郎書翰の別紙（明治三五年四月付伊藤宛岡内重俊書翰控）、「伊藤文書」四（塙書房、一九七六年）四三四頁。

(49) 坂本辰之助「子爵三島弥太郎伝」（昭文堂、一九三〇年）一一四～一六一頁。

(50) 拙稿「第二次大隈内閣期における貴族院—減債基金問題を中心にして」（「史学雑誌」一〇四編九号、一九九五年）、同「大正五年大隈後継政権問題をめぐる貴族院及び諸勢力の動向」（同前、一〇六編一号、一九九七年）。

(51) こうした動きに関しては、拙稿「有爵議員互選選挙をめぐる貴族院の会派と華族一大正期の『研究会』を中心に」（「九州史学」一一六号、一九九六年）参照。